佐賀県の項を次のように改める。

佐賀県	佐賀市（旧佐賀郡富士町及び旧神埼郡三瀬村の区域に限る。）、唐津市（旧東松浦郡七山村、旧同郡肥前町、旧同郡鎮西町、旧同郡相知町及び旧同郡呼子町の区域に限る。）、神埼市（旧神埼郡脊振村の区域に限る。）、杵島郡白石町（旧同郡須古村の区域に限る。）、藤津郡太良町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

長崎県の項中「平成十九年八月四日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

熊本県の項を次のように改める。

熊本県	八代市（旧八代市域に限る。）、水俣市、阿蘇郡（旧阿蘇郡名里町、旧同郡小国町及び旧同郡南小国町の区域に限る。）、天草市（旧宇土郡三角町の区域に限る。）、上天草市、宇城市（旧下益城郡甲佐町の区域に限る。）、玉名郡（旧同郡和水町及び旧同郡南関町の区域に限る。）、山鹿市、菊池郡（旧同郡大津町及び旧同郡菊陽町の区域に限る。）、阿蘇郡（旧同郡西原村及び旧同郡南阿蘇村の区域に限る。）、上益城郡（旧同郡山都町の区域に限る。）、八代郡（旧同郡氷川町の区域に限る。）、葦北郡（旧同郡芦北町及び旧同郡津奈木町の区域に限る。）、球磨郡（旧同郡多良木町、旧同郡湯前町及び旧同郡水上村の区域に限る。）、同郡（旧同郡球磨村及び旧同郡あさぎり町の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

大分県の項を次のように改める。

大分県	大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域に限る。）、中津市（旧下毛郡三光村、旧同郡耶馬渓町、旧同郡本耶馬渓町及び旧同郡山国町の区域に限る。）、日田市、佐伯市（旧南海部郡上浦町、旧同郡弥生町及び旧同郡本匠村の区域に限る。）、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市（旧大野郡朝地町及び旧大分郡庄内町の区域に限る。）、由布市（旧大分郡湯布院町の区域に限る。）、国東市、東国東郡姫島村、玖珠郡九重町及び同郡玖珠町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

宮崎県の項中「平成十九年八月四日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

鹿児島県の項を次のように改める。

鹿児島県	鹿児島市（旧鹿児島郡桜島町の区域に限る。）、鹿屋市（旧曽於郡輝北町及び旧肝属郡吾平町の区域に限る。）、垂水市、大口市（旧揖宿郡山川町の区域に限る。）、指宿市（旧薩摩郡樋脇町、旧同郡開聞町及び旧同郡山川町の区域に限る。）、西之表市、出水市、姶良市（旧姶良郡加治木町、旧同郡姶良町及び旧同郡蒲生町の区域に限る。）、薩摩川内市（旧薩摩郡里村、旧同郡上甑村及び旧同郡下甑村の区域に限る。）、日置市（旧日置郡吹上町及び旧同郡伊集院町、旧同郡東市来町、旧同郡日吉町及び旧同郡三島村の区域に限る。）、曽於市（旧曽於郡大崎町及び旧同郡志布志町の区域に限る。）、霧島市（旧姶良郡横川町、旧同郡牧園町及び旧同郡霧島町の区域に限る。）、いちき串木野市、南さつま市、志布志市（旧志布志町の区域に限る。）、奄美市、南九州市（旧知覧町及び旧同郡川辺町の区域に限る。）、伊佐市（旧大口市及び旧同郡菱刈町の区域に限る。）、姶良郡（湧水町）、鹿児島郡（三島村、十島村）、薩摩郡（さつま町）、出水郡（長島町）、曽於郡（大崎町）、肝属郡（南大隅町、肝付町）、熊毛郡（屋久島町、中種子町、南種子町）、大島郡（宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

沖縄県の項を次のように改める。

沖縄県	宮古島市（旧宮古郡城辺町の区域に限る。）、国頭郡国頭村、同郡大宜味村、同郡東村、島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村、島尻郡八重山郡竹富町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第百二十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度以降の年度分の補助金に適用する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三条第一項の表を次のように改める。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1　政策科学総合研究事業及びその推進事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進並びに統計・情報の整備及び利用の総合的な推進に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
2　地球規模保健課題推進研究事業及びその推進事業	我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより諸外国への貢献を図ること、日本国及びアメリカ合衆国の両国における共同研究を実施すること並びにアジア地域を中心とする保健医療に関する研究協力の充実を図ることを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
3　厚生労働科学特別研究事業	厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とする独創的な研究及び社会的要請の強い諸問題に関する先駆的な研究事業	指定型
4　再生医療実用化研究事業及びその推進事業	再生医療の臨床研究及び治験等の実用化を目指した研究について重点的に支援する研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
5　創薬基盤推進研究事業及びその推進事業	これまでヒトゲノム分野やファーマコゲノミクス（ゲノム科学を活用した有効かつ安全な医薬品の投与の方法等の開発の基盤となる技術をいう。）の分野で明らかになったゲノム関連の様々な知見を基に、日本人において代表的な疾患について個人の遺伝子レベルにおける差異を踏まえた個別化医療の実現、疾患関連たんぱく質を検索し、質量分析装置を利用した配列同定研究に加え、たんぱく構造解析、画像情報研究を組み合わせ、創薬ターゲット・タンパク質の探索に活用できるバイオマーカー・タンパク質の探索、機能解析及び臨床研究、政策的に重要であるが民間のみでは研究開発の促進が図られない分野について、官民共同研究による画期的・独創的医薬品等の創製に資する各技術の開発の推進、新ワクチンの生産技術、品質管理技術の開発及び疾患・創薬研究関連生物資源の開発等厚生科学研究基盤の整備を図ることを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
6　医療機器開発推進研究事業及びその推進事業	ナノテクノロジー（超微細技術をいう。）を活用した医療技術分野の研究開発の推進及び先端的技術を基礎とし、生体機能を立体的・総合的にとらえた民間企業との連携による新しい発想を用いた機器開発の推進を目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型